

## 京都市伏見区総合庁舎整備等事業の事業者選定に関する客観的な評価の結果

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

京都市伏見区総合庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 公共施設等の管理者等の名称

京都市長 榎本頼兼

#### (3) 事業の内容

京都市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、本事業を実施する事業者と特定事業契約を締結し、当該事業者が、京都市伏見区総合庁舎の設計、建設及び工事監理業務を行った後、市に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を行うBTO方式により実施する。

なお、事業範囲には現伏見区役所等の除却業務を含む。

#### (4) 事業期間

事業契約締結日から平成36年3月31日まで

### 2 落札者

#### 藤井組グループ

代表企業 株式会社藤井組

構成員 株式会社増田組

三菱UFJリース株式会社

株式会社松田平田設計

株式会社高松伸建築設計事務所

太平ビルサービス株式会社

近建ビル管理株式会社

### 3 事業者の選定経過

本事業の事業者選定については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札によるものとして、平成18年12月20日に入札公告を行った。

応募者に対する審査は資格審査と総合審査の2段階で実施し、参加資格要件並びに業務実績及び経験等の確認を行う資格審査については市が実施し、入札価格と提案内

容を総合的に評価する総合審査については、学識経験者等で構成する京都市伏見区総合庁舎整備等事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施した。

資格審査においては、平成19年2月28日までに応募のあった2グループについて入札参加資格を有することを確認した。

総合審査においては、平成19年4月24日に入札を行い、入札参加資格を有することを確認した2グループから受け付けた入札書及び提案書を審査し、藤井組グループを本事業を実施する事業者として選定した。

なお、審査経緯の詳細は別紙1「事業者選定の経緯」、総合審査の詳細は別紙2「京都市伏見区総合庁舎整備等事業提案審査講評」のとおりである。

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、平成19年6月13日に藤井組グループを落札者と決定した。

#### 4 財政負担額の比較

本事業を特定事業（PFI事業）として選定する際に用いた前提条件を基に、落札者の提案によるPFI事業と、市が直接実施する場合の負担額を、現在価値換算額で比較した。

この結果、落札者の提案は、市が直接実施する場合に比べて、現在価値に換算して、財政負担額が約7%削減されるものと見込まれる。